

ID: 392

担当部署: 消防本部 消防室 予防課

処分の概要	タンクの水張検査等		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市火災予防条例 第49条の2第1項		
例 規 番 号	昭和48年条例第28号		
【根拠条文】 (タンクの水張検査等) 第49条の2 消防長又は消防署長は、前条第1項の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。 2 前項の規定により検査を受けようとする者は、次に掲げる手数料を納付しなければならない。 (1) 水張検査 1基につき 6,000円 (2) 水圧検査 ア 容量600リットル以下のもの 1基につき 6,000円 イ 容量600リットルを超えるもの 1基につき 11,000円 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日